

○ 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>（純資産の分類）</p> <p>第五十四条 純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。</p> <p>（株式引受権の表示）</p> <p>第五十六条の二 連結財務諸表規則第四十三条の二の規定は、株式引受権について準用する。</p>	<p>（純資産の分類）</p> <p>第五十四条 純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。</p> <p>「条を加える。」</p>

様式第二号

【四半期連結貸借対照表】

(単位： 円)

	前連結会計年度 (年 月 日)	当第 四半期連結会計 期間 (年 月 日)
[略]		
純資産の部		
[略]		
その他の包括利益累計額		
[略]		
その他の包括利益累計額合計	×××	×××
株式引受権	×××	×××
[略]		
[略]		
[略]		

様式第二号

【四半期連結貸借対照表】

(単位： 円)

	前連結会計年度 (年 月 日)	当第 四半期連結会計 期間 (年 月 日)
[同左]		
純資産の部		
[同左]		
その他の包括利益累計額		
[同左]		
その他の包括利益累計額合計	×××	×××
[同左]		
[同左]		
[同左]		

備考 第16 [] の記載が正しいものと見做す。